

< 15-01 >
2015年1月

先生各位

「診療報酬算定方法の一部改正」のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成26年12月18日付「保医発1218第2号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記検査項目の診療報酬算定の附帯条件が一部追加されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■ 附帯条件が追加された項目 平成26年12月18日から適用

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
エリスロポエチン	213点	「D008」 内分泌学的検査「34」	生化学的検査Ⅱ

「34」のエリスロポエチンは、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。

- ア 赤血球増加症の鑑別診断
- イ 重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断
- ウ 骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定

※下線部が追加されました

以上